

物 件 説 明 書

物件番号		11		最低入札価格		4,050,800	
区分	所在地			家屋番号	地目、又は種類・構造	数 量	備考
土地	美祢市美東町綾木字国増 2580 番 2、2580 番 3			—	宅地	351.21㎡ (106.24 坪)	実測面積
建物	美祢市美東町綾木字国増 2580 番 2、2580 番 3			—	【事務所兼居宅】 木造瓦・スレート葺平家建	91.71 ㎡ (27.74 坪)	未登記
土地の形状		間口約19m・奥行約15m、ほぼ台形の画地です。					
接面道路の幅員等		・敷地北西側で幅員約12.0mの舗装県道（主要地方道小郡三隅線）に概ね等高に接面しています。 ・敷地北東側で幅員約4.5mの市道に、約0～0.5m低く接面しています。					
法令等に基づく制限	都市計画区域	都市計画区域外		区域区分	—		
	用途地域	—		地域地区	—		
	建ぺい率	—		容 積 率	—		
	その他	・宅地造成等工事規制区域 ※詳細は、県建築指導課TEL：083-933-3866へお問い合わせください。 ・埋蔵文化財包蔵地「植竹遺跡」に隣接しています。土木工事等の実施については、事前の試掘調査が必要です。 ※詳細は、美祢市教育委員会事務局文化財保護課（電話0837-53-0189）へお問い合わせください。 〈法令等の制限については、申込者の責任において再度調査をお願いします。〉					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無				
施設整備状況		施 設 名	事 業 所 名		電話番号		配管等の状況
		上 水 道	美祢市上下水道局分室		0837-62-1908		使用に当たり、引込み・接続工事、費用負担等が必要となる場合があります。 詳細については、左記事業者へお問い合わせください。
		下 水 道	なし（浄化槽）		—		
		都 市 ガ ス	なし（個別プロパン）		—		
		電 気	中国電力（株）山口統括営業所		0120-612-530		
建物等の概要		建築年月日	【事務所兼居宅】平成13年3月13日				
		間 取 り	事務室、台所、洗面脱衣所、浴室、便所×2、和室6畳×3				
		そ の 他	片開きフェンスドア、両開きフェンスドア、フェンス×2、掲示板、引込ポール、浄化槽、簡易倉庫×2、樹木、車止め				
近隣地域 交通条件 (道路距離) 道路条件 自然条件等 地域的特性		・JR美祢線「重安」駅まで 約12.8km ・最寄りバス停「綾木」まで 約250m ・最寄りスーパーまで 約2.7km ・郵便局、ATM等まで 約71m ・美祢市立綾木小学校まで 約720m ・美祢市立美東中学校まで 約3.4km					
備 考		・当該土地及び建物は、令和7年3月まで綾木駐在所の敷地として使用していました。 ・建物は築後24年以上経過していることから、目視で確認できる部分のみにかかわらず、目視できない部分についても相応の経年劣化が見込まれます。したがって、建物や付属する電気設備、給排水設備等の各種設備を使用する場合は、購入者負担による点検、修繕、取り換え等が必要になります。					

- ・令和7年4月に浄化槽の清掃を実施しています。
- ・敷地内に引き込まれている給水管を新たに使用される場合は、美祢市上下水道局分室へ手続が必要です。
※詳細は美祢市上下水道局分室(電話0837-62-1908)にお問い合わせください。
- ・当該土地は、下水道事業計画区域外であることから下水道は使用できません。
※詳細は美祢市施設課(電話0837-52-5223)にお問い合わせください。
- ・土壌汚染、地下埋設物、地盤及びシロアリに関する調査は実施していません。
※売却後、土壌汚染等が判明した場合でも、県は調査・対策及び費用負担等を行いません。
- ・アスベスト含有吹付材等について：使用状況は不明
※売却後、石綿が発見された場合でも、撤去及びその費用については、県は対応いたしません。
- ・建物の耐震診断：調査未実施
- ・当該土地内に存在する工作物及び樹木等全て現況のままお引き渡しします。(県は、これらの点検、修繕、取替、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等を行いません。)
- ・新築図面：有
- ・検査済証：無
- ・現況と図面が異なる場合は現況が優先します。図面が不足していること等によって生じる費用負担等について、県は対応いたしません。
- ・当該建物は公用建物として建築されたため、表示登記及び所有権保存登記は行っていません。建物を解体撤去せず、リフォームを実施するなどして継続使用される場合は、購入者の費用負担により、表示登記及び権利登記を行っていただく必要があります。(不動産登記法第47条第1項において、「表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に表題登記を申請しなければならない。」と規定されています。)
- ・県は、現存する図面の提供など、可能な範囲で必要な協力を行いますが、表題登記等に必要となる費用負担等については、県は対応いたしません。

物件番号	12	所在地	美祢市美東町綾木字国増2580番2, 2580番3
案内図及び現況写真			
			
			

測量図等資料

[illegible]

